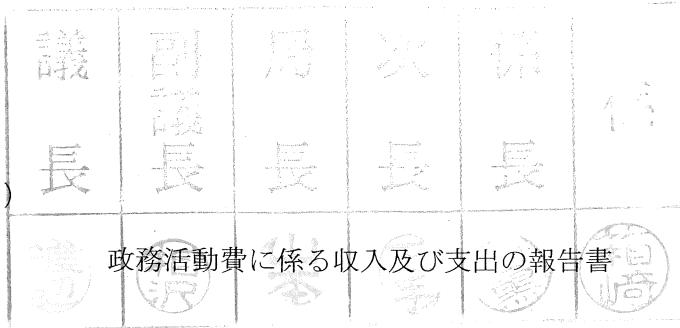


様式（第8条関係）



令和2年3月30日

角田市議会議長 殿

会派名 創生会

代表者 小湊 肇



角田市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、令和元年度政務活動費に
係る収入及び支出について下記のとおり報告します。

記

1 収 入 政務活動費 60,000 円

2 支 出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費	55,670	広報誌印刷費及び振込手数料
公聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	55,670	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 4,330 円

4 経理責任者 武田 曜



會計帳簿

(単位：円)

角田市議会創生会様

JP ゆうちょ銀行

総合回座通帳

通常貯金(普通借入明細)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	操作履歴
27-10-22	81007	1,000	新規	*1,000	
27-10-30		振込	60,000	カク*シキ*カイジム	*61,000
28-03-31	81007カード			61,000	*0 03*
28-04-01				5受取利子	*5 01*
28-04-28		振込	120,000	カク*シキ*カイジム	*120,005
28-05-13	81007カード			60,000	*60,005
29-03-29	81106カード			60,005	*0 05*
29-04-20		振込	120,000	カク*シキ*カイジム	*120,000
30-03-23	81106カード			120,000	*0 00*
30-04-20		振込	120,000	カク*シキ*カイジム	*120,000
31-03-27	81106カード			120,000	*0 11*
31-03-27	81106		10,000	カード	*10,000
					12*

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
31-03-27	81106(イ)イチホウ(カ)		振込	5,140
31	料 金			216
31-03-27	81106カード			4,644
31-03-28	81106	40,000	カード	*40,000
31-03-28	81106(イ)イチホウ(カ)		振込	37,260
31	料 金			216
31-03-28	81106カード			2,524
31-04-19		振込	60,000	カク*シキ*カイジム
1-08-23	81007(イ)イチホウ(カ)		振込	52,938
1-08-26	料 金			432
1-08-26	81041カード			6,630
1-11-15		振込	60,000	カク*シキ*カイジム
				*60,000

現在高(貸付高)の表示は「マイナス」がある場合は貸付高を表します。

現金をATM(現金自動預け払い機)に投入するときは、差印の方向に挿してください。

通常貯金(普通借入明細)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
2-03-30	81106(イ)イチホウ(カ)	55,230		*4,770
	料 金	440		*4,330
2-03-30	81106カード	4,330		*0 03*
04				01*
05				05*
06				06*
07				07*
08				08*
09				09*
10				10*
11				11*
12				12*

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				13*
14				11*
15				15*
16				16*
17				17*
18				18*
19				19*
20				20*
21				21*
22				22*
23				23*
24				21*

現在高(貸付高)の表示は「マイナス」がある場合は貸付高を表します。

現金をATM(現金自動預け払い機)に投入するときは、差印の方向に挿してください。

様式第3号（第3条第2項第3号関係）

支出伝票

		整理番号	1
会派名	創生会		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 ■広報費 <input type="checkbox"/> 公聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費		
実施年月日			支出年月日 令和2年3月30日
支出金額	55,670 円	按分率 /100	按分後の額 円
支出先	株式会社イーアンドイーホールディングス及び日本ゆうちょ銀行		
使途内容	会派誌印刷及び振込手数料		
備考			

領収書添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-03-30	81106	カード送金
記号	番号	
*****	*****	6501
取扱番号	お取引金額	
N020	*55,230	
	残高	
	*4,330	

横浜銀行
東京支店
普通 6005395
カ)イーアント イーホールディングス

送金料金 *440円
振込予定日 02-03-30
カクタシキ カイソウセイカイ

印刷費

¥55,230

振込手数料

¥440

い場合は、裏面を使用して

※領収書は重ならないよう
ください。

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

創生会

だより

令和2年春号

発行：角田市議会 創生会

小湊毅（角田市笠島字竹ノ内6番地の1）
武田暁（角田市尾山字横町27番地）

第401回定例会閉会

新たな視点でまちづくりを！

令和2年2月19日から3月16日に亘り、角田市議会第401回定例会が開催されました。世界的に猛威をふるう新型コロナウィルス感染予防のため本会議を始め各種委員会も3月2日から傍聴を中止とし、インターネット中継のみとする異例の対応を余儀なくされたのは我々としても苦渋の決断でありました。

今定例会では、令和2年度の予算を審議する「予算審査特別委員会」を設置し、全議員で全ての歳入と歳出を審査致しました。これまでには、3つの分科会に分かれて審査していましたが、「担当外の予算について理解が深まらない」「全員で審査することにより詳細まで審査出来る」と議会運営委員会にて提案し実現したものです。また、従来審査時の質疑に時間制限がなかったことから、場合によっては深夜まで及ぶこともあり、長時間当局担当者を拘束することで本来業務に支障をきたす恐れもあったことから、今回から一部署の予算につき、議員一人当たり5分の持ち時間として質疑を行いました。その結果、議員が事前に質疑内容を精選することで質の高い質疑がなされたばかりか、他議員の質疑と重複することもなくなり、スムーズ且つ議員全員の共通理解が深まることは大きな成果がありました。

また、創生会は一般質問において台風第19号被害からの復旧についてや、市民の皆様への情報発信の方法や課題について指摘し、これから町づくりについて提案を行いました。

台風被害からの早期の復旧を行わなければなりませんが、ピンチをピンチとして終わらせず、市民の皆様の声を活かし、新たな視点で新しいまちづくりの礎とするよう活動して参ります。



小湊たけし



武田あきら

角田市議会議員 小湊たけし 武田あきら

創生会へ皆様のお声をお寄せ下さい。

mail: souseikai.kakuda@gmail.com fax: 022-774-2038 (e-fax)

創生会だよりは政務活動費（年額6万円/人）によって発行／配布しています。

第401回定例会一般質問

小渕たけし 「災害復旧状況と今後について」

台風19号の被害個所についての復旧作業及び今後の見通し等について

▶山間部における水田での稻作が心配だ。これまで田植えまでに復旧工事を間に合わせるとの説明だったが、田植えに間に合わない状況が生じる可能性があるのではないか？

答：業者不足等により復旧工事が間に合わない可能性があります。区長さんや地域の農家の方々へ説明会を開く等、相談しながらやってきています。

▶種もみや農薬の購入時期だ。悩まれている農家さんへいかなる対応をするのか？

答：種もみはJAへの返品が可能と聞いているのでそれで対応して頂きたいです。

▶復旧工事が間に合わなくとも作付けしたい、自分で直しても作付けするという農家さんへの対応をするのか？

答：自分で仮の工事をする方は市へ連絡した上で工事をして頂き、稲刈り後に本復旧工事を行います。

▶箇所ごとの復旧工事のスケジュールがなければ何も話ができないのではないか？

答：早急に対応し、農家の皆さんと密に連絡をとり対応していきます。

▶現在でも通行止めになっている道路もある。工事完了予定時期を知らせるだけでも気持ちの持ちようが変わってくると思うが周知等をどのように考えているのか？

答：現在、市道で5ヶ所、林道で6ヶ所通行止めになっています。復旧対象箇所等、現場への看板設置等により工事予定をお知らせ致します。

▶笠島川は、笠島公民館の南側を蛇行している為に被害が発生する。川をまっすぐにすることを検討する考えはあるか？

答：現在の川の護岸の高さを高くして、川底の土砂撤去をすることで対応したいと思います。地元からの要望も聞いていないのでこの方法で対応予定です。

マメナヒトコト

感染予防！手洗いで菌を100分の1に減らす！

新型コロナウイルスが世界的に流行し生活に大きな影響が及んでいます。予防策の一つとして有効なのが手洗い。改めて手洗いの有効性を見てみましょう。

ハッピーバースデー♪を2回歌う時間で楽しく手洗い！

手洗い15秒→菌は10分の1に！

手洗い30秒→菌は100分の1に！

☆しっかり手洗いするとここまで菌を減らせます☆

手洗いの手順

- 1.石鹼等をしっかりと泡立てる
- 2.手のひらを合わせてよくこする
- 3.手の甲を伸ばすようによくこする
- 4.指の間や爪の間もよくこする
- 5.指の間もしっかりとこする
- 6.親指、付け根をこする
- 7.こすりながらしっかりと流し清潔なタオル等で拭く



創生会が今回の議会で行った一般質問の概要です。

武田あきら 「市民とのコミュニケーション、対話について」

facebookページ「角田市広報」の運用について

▶台風第19号襲来の際には情報発信がなされず、台風が過ぎ去った10月15日に災害関連情報としての角田市からのお知らせ（第一号）が掲載された。なぜ情報発信をしなかったのか？

答：台風被害が大規模だった為、状況確認に多くの時間と人員が割かれました。結果としてfacebookでの情報発信が遅れました。

▶上記10月15日の災害関連情報の投稿がされる直前の投稿は8月8日だった。なぜ2ヶ月間も放置していたのか？

答：広報かくだの作成業務が多いことや、担当職員一名の退職により思うような情報発信が出来なかった現実があり、反省している所です。

▶市が発信したいイベントの告知だけでなく、市民の皆様に有益な情報（新型コロナウイルス対策、確定申告のお知らせ、予防接種、健康診断等）など、市民の皆様が欲する情報を分析し発信すべきではないか？

答：毎月の定例的な情報についてはホームページをご覧頂きたいと思います。時期的に広報誌等に掲載出来ないものはfacebookの活用を進めたいと考えています。

まちづくり懇談会について

▶当局主催のまちづくり懇談会は一昨年を最後に開催されていない。台風被害に苦しむ市民の声を受け止めるべく、まちづくり懇談会の再開が必要ではないか？

答：区長さんを始め参加者の負担が大きいとの声があったことから、行わない事と判断しました。令和2年度は長期総合計画、新たな防災計画等を策定する年であるので、今まで以上に広くご意見を頂きたいと思います。

まちのうごき

新たな潮流～次代への転身～

近年フームの兆しを見せる「めだか」飼育。ここ角田にも脱サラし独自のめだか開発と販売を手がけ、口コミ、インターネットで全国的に有名な方がいらっしゃいます。取り扱うめだかは約60種類。東北六県はもとより、関東からも客足が絶えないとのこと。時代の潮流を捉え角田発の全国的ビジネスとして交流人口拡大に繋げる取組は、「次代のまちづくり」のヒントが満載です。

新品種「緑王」。めだかの色として開発不可能と言われていた
緑色に輝く魚体を、あくまでも
自然交配によって実現。これは
日本初のこと。
全国から注目を
集める非常に
希少な品種。



変わる角田のカタチ ~学校・区長・自治センター~

市民の皆様の関心が高い議案が今回の定例会に上程されました。今後の角田市のカタチや生活を変える転換点とも言える学校統廃合、区長制度の変更、自治センターの市長部局移管の三つがそれです。創生会は市民の声の代弁者として意思を明確にしました。

学校統廃合問題については、市内各小中学校の保護者代表、区長会長、有識者らで編成される角田市小中学校適正規模検討委員会にて一年半にわたり議論がなされ、「統廃合やむなし」との結論が出されたことから、今定例会へ条例変更の議案が提出されました。我々創生会は詳細に調査し、検討委員からも改めて意見を求めました。論点は、三段階を踏まえて行う学校統廃合が、今回の条例案では一気に二段階目まで条例改正を行うものでありながら、検討委員には説明がなされていなかったことです。「段階を踏んで条例改正するべきだ」「保護者が検証する余地がなくなる」との委員の意見は重く、我々は慎重に進めるべきであるとして「反対」の意思を示しました。

区長制度については新年度から非常勤特別職公務員という身分はなくなり「私人」として区長業務を行うこととなりました（昨年8月議会で議決しているものです）。今回新たに行政区運営協議会なるものを新規で立ち上げ、区長さんを委員に委嘱する事で非常勤特別職公務員の身分の確保をしたいとの提案理由でした。しかし非常勤特別職公務員の身分はあくまで年2回開催予定の協議会開催の時だけであり、区長として活動する場合は「私人」に変わりないと確認されたことから、①形骸化の恐れが強いこと、②区長さんの負担が増えること、③委嘱を受ける事が義務であるという説明に法的根拠のこと、④必要性の低い報酬支払いになる恐れがあることから反対の意思を示しました。

自治センターについては、これまで教育委員会所管でしたが、新たなまちづくりの拠点とするべく市長部局に移管するとともに、センター長、主事といった職員を地元推薦ではなく「公募」とする大幅な方針転換でした。現職のセンター長等からは将来のセンター業務等について強い懸念が出され、現場の理解が得られていないと指摘するも、「組織決定には必ずしも現場の理解を得る必要はない」との答弁であったことから、協働のまちづくりの精神に反するものとして反対を致しました。

おしらせ

市民の皆様に開かれた議会であるために。
様々なメニューがあります。

傍聴しよう

会議詳細日程は議会HP、
又は議会事務局へ
お問合せ下さい。
tel:0224-63-2124



映像を見よう

本会議の生中継と録画配信を
しています。スマホ、
タブレットにも
対応しています。



会議録で調べよう

誰が、いつ、どんな発言を
したのか過去に遡って
詳しく調べることができます。



参加しよう

議会に対して意見や要望を
請願書、陳情書として
提出することができます。



話し合おう

市内で活動する団体等と議
会が意見交換を行う
「一般会議」を開催
しています。

